

下市町災害情報伝達手段整備事業
仕様書

奈良県下市町

令和8年8月

第1章 総則

1. 総則

(1) 概要

本仕様書は、奈良県下市町（以下「発注者」という。）が整備する「下市町災害情報伝達手段整備事業」（以下「本業務」という）について示すものであり、受注者は、これに基づき業務を行うものとする。

(2) 目的

本仕様書は、発注者が携帯電話網を活用した災害情報伝達手段を構築するため、本業務に関わる設備の製造、据付、調整作業について必要な事項を定めるものである。

(3) 業務名

「下市町災害情報伝達手段整備事業」

(4) 契約範囲

受注者は、本仕様書に基づき本業務の機器の製造、運搬、据付及び調整並びに運用開始時の技術指導等を行うとともに、本業務の完成に必要な官公庁及び関係機関との調整、諸手続から検収に至るすべての業務サポートを行うこと。また、上記手続きに伴う費用は受注者の負担とする。

(5) 関連法規

受注者は本仕様書に定めるもののほか、以下の関係法令、規定を遵守しなければならない。

- ① 電気通信事業法及び同法関係規則
- ② 有線電気通信法及び同法関係規則
- ③ 放送法及び同法関係規則
- ④ 建築基準法令及び同法関係規則
- ⑤ 道路交通法及び同法関連法規
- ⑥ 国土交通省電気通信設備委託共通仕様書
- ⑦ インターネットの国際的技術標準化団体の定める基準（IETF）
- ⑧ 日本産業規格（JIS）及び電気規格調査会標準規格（JEC）
- ⑨ 日本電子機械工業会規格（EIAJ）
- ⑩ 日本電機工業会標準規格（JEM）

- ⑪ 日本電線工業会規格(JCS)
- ⑫ 電池工業会規格(SBA)
- ⑬ 電気設備技術基準
- ⑭ 建築基準法及びこれに基づく施工令
- ⑮ 消防法及び同法関係規則等
- ⑯ その他関係法令及び法規

(6) 工程

全体整備計画表を作成し、発注者と協議のうえ作業工程を決定すること。また、システム構築の進捗具合は適宜発注者に報告するものとし、工程に大幅な変更が生じた場合は速やかに発注者に報告し、発注者と協議のうえ再度作業工程を決定すること。なお、現場作業スペース等については発注者と協議したうえで決定するものとし、当該対象施設職員の業務に支障をきたさないよう十分に注意し、作業工程に反映すること。

(7) 安全管理

受注者は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法規に従い、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害の発生防止に努めること。

(8) 打合せおよび記録

- ① 受注者は、本業務を適切かつ円滑に実施するため、発注者と連絡を密接に取り、本業務における各種方針、条件等の質疑に応じること。
- ② 受注者は、本業務の進捗に応じて発注者へ報告をし、十分な打合せを実施すること。なお、その内容について打合せ記録簿に記録し、発注者の確認を受けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者から進捗状況の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(9) 提出書類等

受注者は、契約後直ちに本仕様書に基づき、詳細な打合せを行い次の書類を発注者の指定する期日までに提出すること。なお、提出部数については、別途指示する。

- ① 納入仕様書
- ② 工程表
- ③ 作業体制表
- ④ 施工図

- ⑤ 着手届
- ⑥ 業務責任者・担当技術者届
- ⑦ 工事写真
- ⑧ 試験・検査成績書
- ⑨ 完成図書
- ⑩ 取扱説明書
- ⑪ 打合せ記録簿
- ⑫ その他必要書類

(10) 所有権

本業務で作成される書類等の所有権（他で著作権及び所有権が設定されているものを除く。）については、基本的に発注者に帰属するものとし、防災アプリ等のマニュアル等については個別に協議を行う。

また、本業務の実施にあたり、第三者の著作権に抵触するものについては、受注者の責任において適切に処理するものとする。

(11) 特許等

本設備設置にかかる特許または実用新案については、すべて受注者において責任を負うものとする。

(12) 損害賠償

本工事の遂行に当たり、第三者の施設などに損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告するとともに受注者の責任において速やかに処理を行うこと。

(13) 秘密保持

発注者および受注者は、本契約に関して知り得た相手方の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密を相手方の書面による事前承諾なしに第三者に公表又は漏洩してはならない。また、本業務完了後においても同様とする。

(14) 検査

受注者は、以下に示す発注者の検査を受けなければならない。なお、検査の日程、内容、方法等については、発注者と打合せの上決定するものとし、検査に要する測定機器及び人員等については受注者において準備するものとする。

また、検査時に発注者から訂正を指示された場合及び内容に誤りや不備不良な点が発見された場合は、受注者の責任において速やかに補足、訂正しなければならない。

① 完成検査

(15) 引渡し

指定された提出書類等一式を納品し、完成検査の合格をもって全ての機器の引き渡し完了（本業務の完了）とする。

(16) 指導

受注者は、本システムの運用及び保守に必要な説明資料を作成のうえ、発注者に対して必要な技術指導及び操作教育を行うこと。

(17) 契約不適合責任

機器等の契約不適合責任期間は引き渡しの日から 1 年間とし、期間内に生じた不具合については、受注者が無償で修復するものとする。

(18) 撤去材の処分

本業務において発生する撤去材、梱包材は建設リサイクル法に基づき、受注者の責任において処理するものとする。

(19) 資料貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受注者が行うものであるが、発注者が所有し本業務に利用できる資料は貸与する。この場合、貸与を希望する資料についてはリストを作成の上、発注者の承認を得なければならない。

(20) 仕様書の疑義

- ① 本仕様書の内容及び記載のない事項に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者双方協議のうえで定めるものとし、受注者の一方的な解釈で本業務を実施しないこと。
- ② 本仕様書は主要事項のみ示しており、明示していない事項で本業務の性質及び社会通念上、当然実施しなければならないものについては、受注者の責任で実施するものとする。

(21) 仕様の変更

本仕様書記載事項についての変更は原則として認めないものとする。ただし、監督官庁の指導等により、やむを得ない場合のみ、理由、根拠を提示し発注者の承認を得て行うこと。契約後、受注者の都合により変更が生じた場合契約額の増加は認めない。発注者の都合により変更が生じた場合は、発注者及び受注者双方協議のうえ決定するものとする。

なお、世界情勢等による半導体不足等、止む無く納期が遅延する場合は、双方協議の上、受注者の責なく変更が可能なものとする。これらの場合において、その理由、経緯、対応措置等について発注者へ書面で提示するものとする。

(22) その他

本業務の契約内容に、本システムの構築に必要となり得る調査、測量、申請、仮設工事、建築付帯設備工事、その他本システムの構築に必要な工事の一切の費用は含まれているものとする。

2. 共通指定事項

(1) 設計の原則

設計にあたっては、装置がこの仕様を満たす機能及び性能を有するものであること。

(2) 環境条件

機器は、次の条件で異常なく動作するものであること。

① 動作保証温度

屋内機器	10～+35℃
	ただし、OA 機器はカタログ準拠
屋外機器	-10～+40℃
	ただし、OA 機器はカタログ準拠

② 動作保証湿度

屋内機器	85%以下（35℃、結露無きこと）
	ただし、OA 機器はカタログ準拠
屋外機器	90%以下（35℃、結露無きこと）
	ただし、OA 機器はカタログ準拠

③ 屋外設備はすべて設計風速 $V_o=34\text{m/sec}$ に耐える構造であること。

④ 耐震据付基準は国土交通省大臣官房技術調査課「電気通信設備工事共通仕様書」もしくは一般財団法人日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」によること。

(3) 電氣的条件

- ① 電気回路には、過電流に対する保護装置または保護回路を設けること。
- ② 電源電圧は、機器定格電圧 $\pm 10\%$ の範囲内で変化しても安定して作動すること。

(4) 電力引込工事

屋外拡声子局における電力線引き込み工事については、引留までを電力会社の負担によるものとし、引留以降を受注者の負担によるものとする。なお、電力線引き込み工事において、電力会社から指示される必要な工事は受注者の負担で実施すること。

第2章 各設備の機能要求水準

1. システム概要

本業務で整備する下市町災害情報伝達手段は、J-ALERT 受信機及び操作端末からの入力された情報を屋外拡声子局、防災アプリ、エリア緊急速報メール、SNS、固定電話、携帯電話、FAX などの情報配信手段により住民に一斉に配信するシステム（以下、本システムという）とする。

受注者は、本システムに必要なアプリケーションソフトウェア、ミドルウェア、ハードウェアおよび設備の提供、ならびに、本システムの適正かつ安定的な運用管理を行うものとする。

(1) 主な設備の定義等

- ① 下市町災害情報伝達手段の親局機能を「親局システム」という。
- ② 親局システムから送信される放送内容を屋外で受信し拡声放送を行う設備を「屋外拡声子局」という。
- ③ 屋外拡声子局設置候補場所に屋外拡声子局を町民全体に伝わるように設置する。設置候補場所は＜別紙1＞屋外拡声子局設置場所候補一覧表に記載する。
- ④ 親局システムと連携できる防災アプリを導入する。
- ⑤ J-ALERT 受信機を新型に更新する。

(2) 各設備で利用する通信回線等

本業務で使用する通信回線を以下に示す。なお、これに係る手続等の業務、使用する回線及び引き渡しまでの費用負担は本業務の範囲とする。

- ① 親局システム：インターネット回線（既設流用可）
- ② 屋外拡声子局：LTE 回線
- ③ J-ALERT 受信機：LGWAN 回線（既設流用可）
- ④ 防災アプリ：インターネット回線（既設流用可）

2. 各設備詳細

(1) 親局システム

(A) 要件

- ① 一度の配信操作で、各配信メディアへ配信ができること。
- ② 上位となる、J-ALERT システムと連携していること。

- ③ 緊急一斉放送は、全ての屋外拡声子局に対し、最大音量で合成音声又は肉声で放送ができること。
- ④ グループ別放送は、グループを指定し、そのグループの屋外拡声子局に対して放送ができること。
- ⑤ 個別放送は、該当局を指定し、その個別の屋外拡声子局に対して放送ができること。
- ⑥ 予め設定した時刻に、ミュージックチャイムや録音した音声もしくは登録したテキスト情報を、屋外拡声子局に対して自動的に放送ができること。
- ⑦ 音声合成は、電話や屋外拡声子局の放送を容易に聞き取ることができる必要があるため人間の声（肉声）に非常に近い音声を生成する能力があること。
- ⑧ 屋外拡声子局により電子サイレン音を吹鳴させることができること。又、現在運用中の下記のサイレンパターンの選択ができること。
 - ・ 時報（連続 10 秒）
 - ・ 火災（10 秒吹鳴・停止・5 秒吹鳴・停止・5 秒吹鳴）
 - ・ 警報（10 秒吹鳴・停止・2 秒吹鳴・停止・3 秒吹鳴）
 - ・ 出初め式（10 秒吹鳴・停止・5 秒吹鳴・停止・3 秒吹鳴）
 - ・ 選挙（連続 15 秒）
- ⑨ 屋外拡声子局の状態を自動監視し、動作状況をいずれかの操作卓・操作端末の画面上に表示できること。
- ⑩ 操作端末は既存の職員用 PC での操作を基本とするが、宿直室に操作専用のノート PC または操作卓 1 台を新設する
- ⑪ 庁舎以外の場所から、スマホ・タブレット等で、緊急一斉・一斉・グループ別、個別の放送配信、電子サイレン音の吹鳴ができること。

(B) 連携する配信手段

- ① 下市町公式 LINE アカウントに対して配信連携ができること。
- ② 公衆電話網を利用した固定電話、携帯電話、FAX に対して配信連携ができること。
- ③ 4 キャリアのエリア緊急速報メールへの配信連携ができること。
- ④ 屋外拡声子局の内容が聞き取りにくい地域の方々に対して、音声ガイドで確実に情報を伝達するためのテレホンサービスへの情報登録と提供ができること。

- ⑤ 本業務で構築するスマートフォン向けの防災アプリへの配信連携ができること。

(C) クラウド要件

- ① セキュリティ確保の観点から、クラウドプライバシーに関する国際実施基準の ISO/IEC27017 もしくは ISO/IEC27018 を採用しているクラウドを利用すること。
- ② 使用するサーバーの設置場所は2拠点以上有し、地理的冗長化がされていること。
- ③ ISO/IEC 27001 認定を取得していて、毎年 ISO/IEC 27001 コンプライアンスに関して、第三者の公認認定機関の監査を受けていること。
- ④ サーバーのセキュリティの強化に必要な措置（不正アクセスやスパムメールに対する措置）を適時対処すること

(2) 屋外拡声子局

(A) 基本要件

- ① 屋外拡声子局は、地上高約 15mの鋼管柱、または安全と音達を考慮した最適な場所に通信部、アンプ、バッテリー、キャビネット、スピーカーにおいて構成され、キャビネットは鋼管柱または安全な場所へ設置ができること。
- ② 自動復帰ブレーカー、SPD（避雷器）を具備していること。
- ③ 通信部は、LTE 回線を利用できること。又、設置場所において安定した通信環境が確保された SIM を搭載すること。
- ④ 通信部は、技術基準適合証明書を取得していること。
- ⑤ 通信部から出力される音声の音質を評価するため、プレゼンテーションの際には、通信部の音声出力のデモンストレーション（外部スピーカーに接続した状態でも可）を行うこと。文言は、プレゼンテーション時に下市町より参加者全員に同じ文言を指定する。
- ⑥ 通常は商用電源により駆動し、商用電源が停電した場合は、非常用電源（バッテリー）により通報が中断することなく機器が動作すること。商用電源の給電が回復した場合には自動的に商用電源による駆動に切り変わること。
- ⑦ バッテリーを保護するため、逆電流防止機能と過放電防止機能を設けていること。
- ⑧ 各屋外拡声子局のバッテリーについて、停電時の動作時間は 72 時間以上とすること。
- ⑨ 本庁にて常時、各屋外拡声子局の状態監視、遠隔操作ができること。

- ⑩ できるだけ多くの町民へ屋外拡声子局の音声を届ける為に音達設計を行い、設置場所ごとに最適なスピーカーとその台数を提案すること。又、音達シミュレーション図を提示すること。
- ⑪ 不要となったモーターサイレンと制御盤は撤去すること。

(2)防災アプリ

(A) 基本要件

- ① スマートフォン端末及びタブレット端末（以下「端末」という。）にインストールすることで、下市町からの情報を受け取れるものとし、Android、iOS 両方の OS で動作可能とする。
- ② 端末で受信した情報は、受信履歴画面にて確認できること。
- ③ 一斉又は複数のグループへの配信ができること。
- ④ 受信者（端末利用者）が Google play、App Store からダウンロードしてインストールできること。
- ⑤ 電源 OFF 状態を含む通信断の状態に配信された情報は、通信が回復した時点で自動的に受信できること。
- ⑥ アプリのダウンロード数は無制限で提供可能であること。又、ダウンロード数により料金変動する場合は、その費用を見積明細書に明記すること。

(B) クラウド要件

- ① セキュリティ確保の観点から、クラウドプライバシーに関する国際実施基準の ISO/IEC 27017 もしくは ISO/IEC 27018 を採用しているクラウドを利用すること。
- ② 使用するサーバーの設置場所は 2 拠点以上有し、地理的冗長化がされていること。
- ③ ISO/IEC 27001 認定を取得していて、毎年 ISO/IEC 27001 コンプライアンスに関して、第三者の公認認定機関の監査を受けていること。
- ④ サーバーのセキュリティの強化に必要な措置（不正アクセスやスパムメールに対する措置）を適時対処すること。

(3) J-ALERT 受信機

令和 9 年 3 月 30 日までに J-ALERT 受信機を新型受信機へ更新し、令和 10 年 3 月 24 日までに親局システムとの接続および配信連携を実施すること。又、専用の無停電電源装置を設置すること。